

ツアー・オブ・ジャパン堺ステージ キッチンカー出店要領

はじめに(出店目的)

ツアー・オブ・ジャパンは UCI(国際自転車競技連盟)公認の国際自転車ロードレースで、堺ステージを皮切りに全国8か所を連戦する国内最大の自転車ロードレースです。

堺ステージにおいては、世界文化遺産登録された百舌鳥古墳群のひとつである「仁徳天皇陵」に隣接する大仙公園周回道路をコースとして、本場ヨーロッパさながらの迫力と臨場感で自転車競技の素晴らしさを多くの方に感じていただくとともに、大仙公園内催し広場では参加チームによるプレゼンテーションや、協賛企業等によるイベントなど、来場者に楽しんでいただく工夫をしています。

当該レースの観戦のために来場いただいた方に対して、魅力的な飲食などを主に販売していただき、楽しく過ごせる憩いの場を提供して下さるキッチンカー(移動販売車)の出店者を募集します。

★留意事項①★

出店者は本要領を遵守し、当該イベントの主旨を理解し、イベントの運営に協力すること。実行委員会の指示を守らない場合は、出店の取り消し及び次回以降の出店のお断りをさせていただきます場合がございます。

★留意事項②★

新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に、当該イベントを急遽中止・延期する場合がございます。中止になる場合は、8(6)①のとおり出店費用の徴収はいたしません。

1 出店日時

令和2年5月17日(日) 10時から16時頃まで

2 会場

大仙公園内催し広場
(堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁204)

3 参加資格・制限

(1)参加資格

- ①公的機関の発行する、市内にて有効な営業許可証を有すること。
(出店日において営業許可証の期限が有効であること。)
- ②営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。
- ③食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。
- ④過去3年以内に同種の業務の実績を有している者であること。

⑤保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができる者であること。

⑥PL 保険に加入していること。

(2) 申込制限

①過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

②法律行為を行う能力を有しない者

③会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者

④代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者

※また、以下に該当する場合は、参加できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である者
- ・暴力団又は暴力団員が出店申込者等の営業を支配する者
- ・法人で、その役員又は主要な従事者が暴力団員である者
- ・政治的内容のチラシを配るなどの政治的行為、布教活動等を行う者
- ・その他本イベントの風紀を乱し、又は乱すおそれがあると実行委員会が認める者

4 販売品目

・取扱い可能品目

分類	食品の例示
煮物類	おでん、豚汁等
焼き物類	たこ焼き、お好み焼き、焼き鳥、イカ焼き等
揚げ物類	唐揚げ、ポテトフライ、アメリカンドッグ等
麺類	焼きそば、焼うどん等
焼き菓子類	カステラ、今川焼、焼団子、焼きまんじゅう等
揚げ菓子類	ドーナツ、揚げまんじゅう等
飲み物類	生ビール・缶ビール、缶ジュース等
その他	アイスクリーム等

・取扱い不可品目

ご飯もの	寿司、おにぎり等
生もの	さしみ、サラダ等
生クリームを使用したもの	クレープ、パンケーキ等
その他	冷やしきゅうり、ビン入りの飲み物

上記の表に関わらず、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び実行委員会が不適当と判断したものは取り扱いできません。

5 出店費用

売上金額の5%に相当する額

6 搬入・搬出

(1)搬入出時間

区分	時間
搬入	令和2年5月17日(日)8時から(9時45分には開店準備を終えること)
搬出	令和2年5月17日(日)16時頃から18時まで

(2)会場内への車の乗り入れは、1店につき1台となっております。

7 その他の留意事項

(1)電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。

※近くに休憩用大規模テントがあり、飲食が出来る机・イスが用意されているため、飲食用の机、椅子をご用意いただく必要はありません。

(2)調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。

(3)設置スペースは常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施すること。

(4)販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと。

(5)販売に関する事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。

(6)保健所等による改善指導を受ける場合があり、その場合は従うこと。

(7)出店者の責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

(8)実行委員会の運営方針に反する行為や、その指示に従わない場合などは、協議のうえ、出店を取り消す場合があります。

8 出店申込

(1)受付期間

令和2年3月19日(木) 9時から4月3日(金) 17時まで

(2)受付先

ツアー・オブ・ジャパン組織委員会堺ステージ実行委員会

(運営組織)

一般社団法人ツアー・オブ・ジャパン堺

〒590-0944

大阪府堺市堺区櫛屋町東1-1-1

TEL 072-225-0112

FAX 072-222-4467

(3)募集店数

4～5店舗

(4)申込書類

上記、受付先に郵送にて、ご提出ください。

①出店申込書(様式1)

②営業許可証一式の写し

③食品衛生責任者の写し

④PL 保険証書の写し

⑤誓約書(様式2)

⑥販売車写真画像

(5)出店者の決定等

実行委員会で審査した後、出店決定の結果は文書にて、通知します。

(6)その他

①当日が雨天の場合も、ツアー・オブ・ジャパン堺ステージが中止にならない限り出店してください。なお、ツアー・オブ・ジャパン堺ステージが中止となった場合は、出店費用を徴収いたしません。

②出店区画は、実行委員会から指示があった場所を守ってください。通路や他の区画に商品、看板、器具等を並べる行為は禁止します。

③ハンドマイク・スピーカー等での呼び込みは禁止します。

④会場内(大仙公園催し広場)は禁煙とします。

⑤大仙公園周回道路は、当日の10時30分頃から15時頃まで車両通行止めです。

⑥イベントの性質上、各種メディアに撮影されたものが、新聞・テレビ等で公開される可能性があります。また、主催者等による記録写真が広報活動において、印刷物やホームページ等に使用される場合があります。

⑦申請事項に変更が生じたときは、実行委員会までご連絡ください。